

反社会的勢力に対する基本方針

当社は反社会的勢力との関係の遮断に関し、役職員の健全な業務の遂行の確保を図るとともに、ステークホルダーの保護に資することを目的として、「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を制定しておりますので、ここに基本方針を公表いたします。

- (1) 反社会的勢力に対しては、組織として対応します。
- (2) 反社会的勢力に対しては、外部専門機関と連携して対応します。
- (3) 反社会的勢力との間で取引を含めた一切の関係を遮断します。
- (4) 有事においては、民事および刑事の両面から法的な対応を行います。
- (5) 反社会的勢力との間で裏取引及び資金提供は一切行いません。

以上